	4　基本診療料の施設基準等第九の二の⑹に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、100点を加算する。 5　注4に規定する加算を算定する病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、5,000点を加算する。 6　基本診療料の施設基準等第九の二の⑺に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合には、小児加算として、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。
区分番号A301に掲げる特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 特定集中治療室管理料1 （7日以内の期間）　7,388点 （8日以上14日以内の期間）　5,888点 特定集中治療室管理料2 イ　特定集中治療室管理料 （7日以内の期間）　7,388点 （8日以上14日以内の期間）　5,888点 ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料 （7日以内の期間）　7,388点 （8日以上14日以内の期間）　6,078点 （15日以上30日以内の期間）　6,383点 （31日以上60日以内の期間）　6,590点 注　基本診療料の施設基準等第九の三の⑷に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管理が行われた場合には、小児加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数を1日につき所定点数に加算する。 （7日以内の期間）　1,500点 （8日以上14日以内の期間）　1,000点
区分番号A301－2に掲げるハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 （14日以内の期間）　2,688点 （15日以上21日以内の期間）　2,993点
区分番号A301－3に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 （14日以内の期間）　3,888点
区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 新生児特定集中治療室管理料1 （14日以内の期間）　8,188点 （15日以上30日以内の期間）　8,493点 （31日以上90日以内の期間）　8,700点
	新生児特定集中治療室管理料2 （14日以内の期間）　4,188点 （15日以上30日以内の期間）　4,493点 （31日以上90日以内の期間）　4,700点
区分番号A303に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	総合周産期特定集中治療室管理料 母体・胎児集中治療室管理料 （14日以内の期間）　5,188点 新生児集中治療室管理料 （14日以内の期間）　8,188点 （15日以上30日以内の期間）　8,493点 （31日以上90日以内の期間）　8,700点
区分番号A303－2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料	新生児治療回復室入院医療管理料 （14日以内の期間）　3,588点 （15日以上30日以内の期間）　3,893点 （31日以上120日以内の期間）　4,100点
区分番号A305に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料 （7日以内の期間）　7,078点 （8日以上14日以内の期間）　5,878点
区分番号A307に掲げる小児入院医療管理料	小児入院医療管理料 小児入院医療管理料1 （14日以内の期間）　2,688点 （15日以上30日以内の期間）　2,993点 （31日以上の期間）　3,200点 小児入院医療管理料2 （14日以内の期間）　2,188点 （15日以上30日以内の期間）　2,493点 （31日以上の期間）　2,700点 小児入院医療管理料3 （14日以内の期間）　1,788点 （15日以上30日以内の期間）　2,093点 （31日以上の期間）　2,300点 小児入院医療管理料4 （14日以内の期間）　1,188点 （15日以上30日以内の期間）　1,493点 （31日以上の期間）　1,700点